

特殊索道事業運送約款

事業者名

株式会社 岳都リゾート開発
野麦峠スキー場

(適用範囲)

- 第 1 条 当社の経営する特殊索道事業に関する運送契約は、この約款の定めるところにより行い、この約款に定めのない事項については法令の定めるところ又は一般の慣習による。

(係員の指示)

- 第 2 条 旅客は、安全輸送と秩序の維持のために行う係員の指示に従わなければならない。

(運送の引き受け)

- 第 3 条 当社は、第 4 条の規定により運送の引き受けを拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受ける。

(運送の引受の拒絶)

- 第 4 条 当社は、次に該当する場合の旅客の運送の引き受けを拒絶する。
- 1、係員の指示に従わないとき。
 - 2、当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
 - 3、当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
 - 4、泥酔者等運送上の安全を期しがたいと認められるもの。
 - 5、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障のあるとき。
 - 6、前各号に掲げる場合の外正当な事由のあるとき。

(リフト券の発売)

- 第 5 条 当社は、リフト券を出札所等において発売する。

(リフト券の効力)

- 第 6 条 リフト券は、券面記載の条件により使用する場合に限り、その効力を有する。
- ② 当社がその運賃を変更した場合、変更前において発売したリフト券は、その券面表示運賃の額に関わらず通用期間内は有効とする。
 - ③ 汚損はなただしく券面表示事項の判読困難となったリフト券、又は旅客その他のものが故意に改、変造したリフト券は無効とする。

(リフト券の提示及び入鉄)

- 第 7 条 当社は、旅客の乗車時において、旅客に対しリフト券の提示を求め、これを確認、入鉄又は回収する。

(運賃及び適用方法)

- 第 8 条 当社が旅客から収受する運賃並びに適用方法は、運輸局長に届出、受理されて実施している別掲運賃表及び別に定める適用方法による。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い)

- 第 9 条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の乗客に対しては、運転再開後における有効リフト券の無償交付等当社の責任による必要な継続運送の処置を行う。

(運賃払い戻し)

- 第 10 条 天災及び当社の責めによる索道の運転ができないときは、別に定める規定により払い戻しを行う。
ただし、索道施設に関する技術上の基準に定める省令第 63 条による風雨時の一時的な運転中止の場合は、この限りではない。

(責任の始期及び終期)

- 第 11 条 当社の運送に関する責任は、旅客が索道に乗したときに始まり、下車した時をもって終わる。

(乗客の禁止行為)

- 第 12 条 乗客は、次の行為を行ってはならない。
- 1、飛び下り。
 - 2、スキー及び搬器のゆさぶり。
 - 3、ストックで雪や索道施設を突くこと。
 - 4、その他安全輸送をさまたげる行為。

(旅客に関する責任)

- 第 13 条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めを負う。
ただし、次の各号の 1 に該当する場合はこの限りでない。
- 1、索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかつたこと、並びに索道施設に欠陥若しくは機能の障害がなかつたこと等が証明されたとき。
 - 2、事故が専ら当該旅客の故意又は過失に基づいて発生したことが証明されたとき。

(携帯品等に関する責任)

第14条 当社は、旅客の運送に関して生じた、スキーその他の携帯品等の滅失又は毀損による損害については、これを賠償する責めを負わない。
ただし、その滅失又は毀損が当社の過失によるものであるときはこの限りでない。

(旅客の責任)

○第15条 当社は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求める。

附則

1 制定年月日 平成20年12月10日